

「ぶらり中国ドライブパス 2019・発着型」利用約款

(通則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)、兵庫県道路公社(以下「二社」といいます。)が実施する「ぶらり中国ドライブパス 2019・発着型」(以下「ドライブパス」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

(対象車両)

第3条 ドライブパスは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」といいます。)第25条第1項の規定により当社が公告する高速自動車国道の料金車種区分によります。以下同じ。)のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する車両による通行を対象とします。

(実施期間及び利用期間)

第4条 ドライブパスの実施期間は、令和元年7月12日(金)から令和元年12月1日(日)までの間とします。ただし令和元年8月9日(金)から令和元年8月18日(日)は除きます。

2 ドライブパスは、実施期間のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した連続する最大2日間(ただし、前項に定める実施期間中の土曜日、日曜日、祝日及び令和元年10月21日に限る。)または3日間(利用開始日の0時から利用終了日の23時59分まで)(以下「利用期間」といいます。)に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。なお、各通行の利用日の判定は、その通行にかかる入口料金所または出口料金所の通過日時をもって行います。

(対象区間等)

第5条 ドライブパスは、次の各号に該当する区間の通行を適用対象とします。これらに該当しない通行は、ドライブパスの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

- 一 利用期間内に初めて行う、別表1に定める発着エリア内のいずれかのICから流入し、別表2に定める周遊エリア内及び別表3に定める乗り継ぎ指定IC(1)のいずれかのICで流出する連続した通行(ただ

し、別表4に定める乗り継ぎ指定IC(2)を経由する場合の一連の通行、または高速道路の通行止めのため、発着エリア内のICからの流入ができなかった場合の通行、もしくは周遊エリア外のICから一旦流出し通行止め区間を迂回後高速道路への再流入を行った場合の一連の通行も当該通行とみなします。また、第3号に定める通行を完了する前に行う通行に限ります。)(以下「往路走行」といいます。)

二 別表2に定める周遊エリア内のIC相互間の通行(回数の制限はありません。)(ただし、次号に定める通行を完了する前の通行に限ります。)(以下「周遊走行」といいます。)

三 利用期間内に初めて行う、別表2に定める周遊エリア内及び別表3に定める乗り継ぎ指定IC(1)のいずれかのICから流入し、別表1に定める発着エリア内のいずれかのICで流出する連続した通行(ただし、別表4に定める乗り継ぎ指定IC(2)を経由する場合の一連の通行、高速道路の通行止めのため、周遊エリア内のICからの流入ができなかった場合の通行、または周遊エリア外のICから一旦流出し通行止め区間を迂回後、高速道路への再流入を行った場合の一連の通行も当該通行とみなします。)(以下「復路走行」といいます。)

2 発着エリアは、往路走行、復路走行ともに第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した同一の発着エリアを利用するものとします。あらかじめ登録した発着エリアと異なる発着エリアを利用した場合、当該走行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

(申込等)

第6条 本割引プランの利用にあたっては、本プランの適用対象となる通行を開始するまでに申込みが必要です。

2 前項の申込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト(以下「ウェブサイト」といいます。)(において、別表1に定めるプランのうち利用するプラン(以下「本割引プラン」といいます。)、利用開始日及び期間、利用車種、利用者氏名、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びにご利用するETCカードの番号及びその有効期限を登録することにより行います。

3 前項により申込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールにより利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況に関わらず、当該メール送信時をもって申込みを有効とします。

4 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらず本割引プランの申込みを無効とし、すべての通行について本割引プランの適用はありません。

一 登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

二 申込み時に登録したETCカードが利用可能であること。

三 申込み時に登録したETCカードの名義が本割引プラン利用者またはその家族等もしくは利用者が勤務する法人であること。(なお、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカードでは、申込みいただけません。)

(申込内容の変更)

第7条 本割引プランの申込内容について変更が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日までにウェブサイトにて変更手続きを行うことにより、本割引プランの申込内容を変更することができます。なお、変更手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。また、申込時に登録した利用開始日の翌日以降は、申込内容の変更はできません。

(利用方法)

第8条 本割引プランを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した利用車種に属する車両及びETCカードの利用により第5条第1項の各号に定める通行を行ってください。

- 2 料金所においては、申込時に登録したETCカードを車両に搭載されたETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。なお、登録と異なるETCカードなど別の支払手段により通行した場合、本割引プランの適用対象外となり、当該走行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。
- 3 入口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に通行券と同ETCカードを挿入してください。)出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。)

(料金及び請求)

第9条 ドライブパスは往路走行の完了をもって利用があったものとみなし、ドライブパスの適用対象となる第5条第1項各号に該当する全ての通行にかかる通行料金の合計を、往路走行完了の時点で別表5①または②に定める本割引プランの利用料金の額とします。

- 2 前項にかかわらず、各通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内は通常料金(ETC時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金)となります。
- 3 クレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局(ETCパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。)が発行する請求書には、ドライブパスの適用対象となる各通行の走行明細は記載されません。ETCマイレージサービスの還元額明細及びユーザー登録を必要とするETC利用照会サービスの利用明細に記載されたドライブパスの対象となる各通行の走行明細については、確定後、ドライブパスの明細(企画割引～〇〇IC)に変更されます。
- 4 本割引プランの利用料金は、利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局より請求されます。
- 5 前項にかかわらず、ETCマイレージサービスの還元額がある場合、本割引プランの利用にかかる通行料金は、ETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされます。ただし、ETCマイレージサービスの還元額の残高が、本割引プランの利用料金に満たない場合、その不足分は利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局から請求されます。

(他の割引との適用関係)

第10条 本割引プランの利用には、ETCマイレージポイント以外の割引は重複して適用されません。(平日朝夕割引時間帯の走行でも、本割引プランの対象となった走行は、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされません。)

- 2 ETCマイレージポイントの付与は、前条第1項に定める本割引プランの利用料金の額に対し適用します。ただし、播但連絡道路の和田山ICから花田本線料金所までの区間の利用に相当するETCマイレージポイントは付与されません。
- 3 前項により付与するETCマイレージポイントは、本割引プランの対象となった走行すべてが完了したことを当社が確認した日(実際の走行が完了した日とは異なります)の属する月の翌月20日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第11条 各通行が次の各号の一に該当する場合は本割引プランの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録したETCカード以外を利用して行った通行
 - 二 申込時に登録した同一のETCカードにより本割引プランの適用を2回受けた後、同カードを使用した通行(適用回数は、別表3に定めるプラン・利用日数ごとにカウントします。)
 - 三 申込時に登録した車種より上位の車種に属する車両で行った通行
 - 四 申込時に登録した利用期間外の日に行った通行
 - 五 入口料金所を利用期間内に通過し、出口料金所を利用最終日の翌々日までに通過しなかった通行
 - 六 第5条第1項各号に定める区間以外の区間の通行又は同号に定める区間を超えた通行(高速道路の通行止めにより、往路走行又は復路走行の途中で通行の中断を余儀なくされた場合の中断前後の通行を除きます。)
 - 七 往路走行完了前に行った周遊走行または復路走行
 - 八 復路走行を行った後の走行
 - 九 2回目以降の往路走行又は復路走行
- 2 申込時に登録した利用車種より下位の車種に属する車両で本割引プランを利用したときは、適用対象外とはせず、申込時に登録した利用車種に属する車両により本割引プランを利用したものとみなします。
 - 3 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本割引プランの申込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法に免れたと認められる場合には、法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
 - 一 ETC無線通信による通行が不可能な車両で走行したとき。
 - 二 申込時に登録したETCカードを利用期間内に2台以上の車両に使用したとき。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本割引プランを利用したとき。

(解約等)

第12条 申込時に登録した利用期間内に往路走行を行った場合は、以後の通行にかかわらず本割引プランの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払戻し及び一部返金はいりません。ま

た、実際に走行した区間の通行料金の合計が本割引プランの利用料金を下回る場合でも、払戻し及び差額の返金は一切行いません。

- 2 本割引プランについて解約が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日までにウェブサイトにて解約手続きを行うことにより、本割引プランを解約することができます。なお、解約手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。
- 3 申込時に登録した利用期間内に往路走行を行わなかった場合は、ウェブサイトでの解約手続きの有無に関わらず、本割引プランの料金は請求いたしません。

(個人情報保護)

第13条 本割引プランの申込み者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第14条 当社は、次の各号に掲げるときには、本割引プランの利用者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本割引プランの申込み者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第15条 二社は、事情により本約款を変更することがあります。

- 2 二社は、前項の変更を行った場合、変更内容をウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 二社は、第1項の変更によって申込み者が被った損害について、一切責任を負いません。

附則

- 1 この約款は、令和元年7月1日から実施します。

別表1:発着エリア

プラン名	道路名	区間名
京滋・大阪エリア発着 中国周遊プラン	名神高速道路	蒲生スマートIC～吹田JCT(久御山淀ICを含む。)
	新名神高速道路	甲賀土山IC～草津JCT 高槻JCT・IC～箕面とどろみIC
	京滋バイパス	瀬田東JCT～久御山淀IC (南郷IC、宇治東IC、巨椋ICを除く。)
	京都縦貫自動車道	大山崎JCT～千代川IC(沓掛ICを除く。)
	第二京阪	久御山JCT～巨椋池IC(巨椋池本線料金所を含む。)
	中国自動車道	吹田JCT～中国池田IC (吹田本線料金所を含む。)
兵庫エリア発着 中国周遊プラン	中国自動車道	宝塚IC～山崎IC (西宮山口JCTを除く。)
	新名神高速道路	川西IC～神戸JCT
	舞鶴若狭自動車道	吉川JCT～春日IC
	山陽自動車道	神戸JCT～赤穂IC 三木JCT～神戸西IC(神戸西本線料金所を含む。)
	播磨自動車道	播磨JCT～播磨新宮IC
	播但連絡道路	和田山IC～花田本線料金所 (福崎北IC、生野北第一ICを除く。)
四国エリア発着 中国周遊プラン	高松自動車道	鳴門IC～川之江JCT 坂出JCT～坂出IC
	松山自動車道	川之江JCT～大洲IC 大洲北只IC～西予宇和IC
	徳島自動車道	鳴門JCT～川之江JCT
	高知自動車道	川之江東JCT～須崎東IC
	今治小松自動車道	東予丹原IC～いよ小松JCT
	瀬戸中央自動車道	坂出IC～坂出北IC
九州北部エリア発着 中国周遊プラン	関門自動車道	門司港IC～門司IC
	九州自動車道	門司IC～みやま柳川IC (門司本線料金所・福岡本線料金所・太宰府本線料金所を含む、新門司ICを除く。)
	東九州自動車道	北九州JCT～みやこ豊津IC 権田南IC～上毛スマートIC
	長崎自動車道	鳥栖JCT～佐賀大和IC
	大分自動車道	鳥栖JCT～杷木IC
	権田道路	みやこ豊津IC～権田南IC
九州中部エリア発着	九州自動車道	南関IC～人吉IC(益城本線料金所を含む。)

中国周遊プラン	東九州自動車道	中津IC～宇佐IC 大分米良IC～佐伯IC
	長崎自動車道	小城スマートIC～長崎IC
	大分自動車道	日田IC～大分米良IC
	宇佐別府道路	宇佐IC～速見IC (院内ICを除く。)
	日出バイパス	速見IC～日出IC
	武雄佐世保道路	武雄JCT～佐世保大塔IC(武雄南ICを除く。)
	佐世保道路	佐世保大塔IC～佐世保中央IC
	八代日奈久道路	八代JCT～日奈久IC
	九州中央自動車道	嘉島JCT～益城本線料金所
	長崎バイパス	長崎多良見IC～昭和町IC、西山町IC
九州南部エリア発着 中国周遊プラン	九州自動車道	えびのIC～鹿児島IC
	東九州自動車道	門川IC～清武南IC 末吉財部IC～隼人東IC
	延岡南道路	門川IC～延岡南IC
	宮崎自動車道	えびのJCT～宮崎IC
	隼人道路	隼人東IC～加治木JCT・IC
	鹿児島道路	鹿児島西IC～市来IC

※スマートICは車種・利用時間に制限がある場合があります。

別表2:周遊エリア

道路名	区間名
中国自動車道	佐用IC～下関IC (佐用本線料金所を含む)
山陽自動車道	備前IC～廿日市JCT(尾道本線料金所を含む。) 大竹JCT～山口南IC 宇部本線料金所～下関JCT 倉敷JCT～早島IC(早島本線料金所を含む。)
岡山自動車道	岡山JCT～北房JCT
広島自動車道	広島JCT～広島北JCT
米子自動車道	落合JCT～米子IC
山陰自動車道	松江玉造IC～出雲IC
松江自動車道	宍道JCT～三刀屋木次IC
浜田自動車道	千代田JCT～浜田IC
広島岩国道路	廿日市JCT～大竹JCT
広島呉道路	仁保IC～呉IC
安来道路	米子西IC～東出雲IC

江津道路	江津IC～浜田JCT
------	------------

※本州四国連絡高速道路株式会社が管理する神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道を利用する場合は、別表5に定めるドライブパスの利用料金のほか、当該道路の利用にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

※スマートICは車種・利用時間に制限がある場合があります。

別表3: 乗り継ぎ指定IC(1)

プラン名	道路名	IC名
四国エリア発着 中国周遊プラン	今治小松自動車道	今治湯ノ浦IC

別表4: 乗り継ぎ指定IC(2)

プラン名	道路名	IC名	道路名	IC名
京滋・大阪エリア発着 中国周遊プラン	中国自動車道	福崎IC	播但連絡道路	福崎南IC
兵庫エリア発着中国 周遊プラン	中国自動車道	福崎IC	播但連絡道路	福崎北IC
兵庫エリア発着中国 周遊プラン	中国自動車道	福崎IC	播但連絡道路	福崎南IC
四国エリア発着 中国周遊プラン	中国自動車道	福崎IC	播但連絡道路	福崎南IC
四国エリア発着 中国周遊プラン	松山自動車道	大洲北只IC	松山自動車道	大洲IC
九州南部発着 中国周遊プラン	鹿児島道路	鹿児島西IC	九州自動車道	鹿児島IC
九州南部発着 中国周遊プラン	延岡南道路	延岡南IC	東九州自動車道	佐伯IC

別表5: ドライブパスの利用料金

① 全日3日間プラン

プラン名	利用日数	軽自動車等	普通車
京滋・大阪エリア発着 中国周遊プラン	連続する 最大3日間	8,400円	10,500円
兵庫エリア発着 中国周遊プラン	連続する 最大3日間	7,600円	9,500円
四国エリア発着 中国周遊プラン	連続する 最大3日間	6,400円	8,000円

九州北部エリア発着 中国周遊プラン	連続する 最大3日間	8,000円	10,000円
九州中部エリア発着 中国周遊プラン	連続する 最大3日間	9,600円	12,000円
九州南部エリア発着 中国周遊プラン	連続する 最大3日間	11,600円	14,500円

②休日2日間プラン

プラン名	利用日数	軽自動車等	普通車
京滋・大阪エリア発着 中国周遊プラン	連続する休日 最大2日間	6,800円	8,500円
兵庫エリア発着 中国周遊プラン	連続する休日 最大2日間	6,000円	7,500円
四国エリア発着 中国周遊プラン	連続する休日 最大2日間	4,800円	6,000円
九州北部エリア発着 中国周遊プラン	連続する休日 最大2日間	6,400円	8,000円
九州中部エリア発着 中国周遊プラン	連続する休日 最大2日間	8,000円	10,000円
九州南部エリア発着 中国周遊プラン	連続する休日 最大2日間	10,000円	12,500円

※本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路、阪神高速道路株式会社が管理する道路及び広島高速道路公社が管理する道路等、ドライブパスの対象外の道路を利用する場合は、上記利用料金のほか、当該道路の利用にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

※京滋・大阪エリア発着中国周遊プランにおいて、吹田本線料金所を利用する場合は、上記利用料金のほか、近畿自動車道の利用にかかる通行料金が別途必要となります。

※京滋・大阪エリア発着中国周遊プランにおいて、巨椋池本線料金所を利用する場合は、上記利用料金のほか、第二京阪道路の利用にかかる通行料金が別途必要となります。